



記者発表資料 1 枚

福島県土木部

令和 8 年 9 月 15 日
福島県土木部道路管理課

県内 7 か所のアンダーパスで予防的な事前通行規制を導入します。

千葉県やいわき市での大雨による冠水事故を踏まえ、即効的な進入防止対策として、当面、県が管理する 7 か所の冠水危険箇所において予防的な事前通行規制を導入し、アンダーパスの冠水事故防止に取り組みます。

1 規制箇所

県が管理する冠水危険箇所のうち、近年においてに冠水実績のある箇所

- | | | |
|--------------|-----------------------------------|---------------|
| 1) 福島飯坂線 | 「 ^{もりあい} 森合ガード」 | 福島市森合字屋敷下地内 |
| 2) 福島吾妻裏磐梯線 | 「 ^{かみのでら} 上野寺ガード」 | 福島市上野寺字日照田地内 |
| 3) 南福島停車場線 | 「 ^{たいへいじ} 太平寺ガード」 | 福島市太平寺地内 |
| 4) 白河羽鳥線 | 「 ^{しょうわまち} 昭和町ボックス」 | 白河市昭和町地内 |
| 5) 会津坂下塩川線 | 「 ^{とおだかどうきょう} J R 遠田架道橋」 | 喜多方市塩川町字清水岸地内 |
| 6) 勿来浅川線 | 「 ^{おおしま} 大島ガード」 | いわき市錦町大島地内 |
| 7) いわき上三坂小野線 | 「 ^{ばんしよした} 番所下ガード」 | いわき市植田町番所下地内 |

2 規制条件

以下 1) ～ 3) のうち、いずれかに該当する場合

- 1) 「レベル 4 大雨危険警報」が発令された場合
- 2) 時間雨量が 50 mm に達した場合（達すると見込まれる場合を含む）
- 3) 道路管理者または警察が冠水の可能性があると判断した場合

3 その他

- 1) 今後、国から示される予定のアンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドラインに基づき、予防的な事前通行規制のほか、わかりやすい注意喚起表示や遮断機の設置などの車両進入防止対策の強化等を検討し、引き続き、アンダーパスの事故防止に取り組みます。
- 2) 上記については、9 月 15 日に開催する「第 2 回道路冠水に関する情報連絡会議」において、関係機関と情報共有します。

【問い合わせ先】

土木部 道路管理課 主幹兼副課長 伊藤仁規

電話 024-521-7468 内線 3564 FAX 024-521-7951